

【表紙】

【提出書類】 大量保有報告書

【根拠条文】 法第27条の23第1項

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 株式会社ホライズン・データ・ワークス
代表取締役 越光 勉

【住所又は本店所在地】 品川区西五反田 1 - 1 1 - 1 アイオス五反田駅前 5 階

【報告義務発生日】 平成26年12月8日

【提出日】 平成26年12月15日

【提出者及び共同保有者の総数（名）】 1

【提出形態】 その他

【変更報告書提出事由】

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社A・Cホールディングス
証券コード	1783
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）/1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	サニーアイデア インターナショナル リミテッド（SUNNY IDEA INTERNATIONAL LIMITED）
住所又は本店所在地	ユニット1602 16階 マレーシア ビルディング 50 グローサー ロード ワンチャイ ホンコン （Unit 1602,16/F., Malaysia Building, 50 Gloucester Road, Wanchai, Hong Kong）
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成25年11月8日
代表者氏名	チェン シー ユエン （CHENG CHI YEUNG）
代表者役職	ダイレクター （Director）
事業内容	投資業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	株式会社ホライズン・データ・ワークス 代表取締役 越光 勉
電話番号	03-5740-3980

(2)【保有目的】

純投資	
-----	--

(3) 【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A 15,000,000	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 15,000,000	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		15,000,000
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		15,000,000

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成26年12月8日現在)	V	42,442,851
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		26.11
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外 取引の別	取得又は 処分の別	単価
平成26年12月8日	新株予約権証券	15,000,000	26.11	市場外	取得	1.08円 (第三者割当による取得)

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

(i)行使停止条項

本新株予約権には行使停止条項が規定されており、次の要領で、株式会社A・Cホールディングス（以下「発行者」）の意思決定により行使停止が可能です。

(1)本新株予約権者に2週間前までに書面で通知することにより、本新株予約権を行使することが出来ない期間を指定することができます。

(2)行使停止可能な新株予約権は未行使の本新株予約権の全部又は一部に対して可能となります。

(3)行使停止可能な期間は割当日から行使期間満了日の1ヶ月前までであり、この要件を満たす限り行使停止要請期間に制限はありません。

(4)行使停止要請の回数に制限はなく、かつ同時に複数の行使停止を行うことができます。

(5)発行者は、本新株予約権者に書面で通知することにより、行使停止期間の満了日前に行使停止の解除が可能です。当該行使停止条項により、まとまった行使による急激な希薄化を防げることは既存株主様への不利益を最小限に抑える効果があります。また、本新株予約権に比べ、より有利な資金調達方法及び有利な資金調達条件を提示して頂ける新たな割当予定先との具体的な交渉が開始された場合には、この条項を発動することによって、希薄化の程度を抑制することが可能となります。

(ii)取得条項

本新株予約権には以下の取得条項が規定されており、次の要領で、発行者の意思決定により残存する本新株予約権の全部又は一部の取得が可能です（発行者の要請による取得）。

本新株予約権の割当日以降、発行者の取締役会が本新株予約権の取得する日を定めたときは、本新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を発行価額相当額で取得することができます。発行価額相当額で取得が可能であることから、新株予約権価値の上昇による資金負担は生じず、本新株予約権発行後においても、更に有利な調達方法の検討や柔軟な資本政策の策定が可能となります。なお、取得条項は、別の有利な資金調達が実行できた場合に、発動することを想定しております。また、当該資金使途のうち、リゾート施設の取得が行われなかったなどの場合には、本新株予約権のうち、当該金額に相当する個数について、取得条項を発動する可能性がございます。

(iii)取得請求（本新株予約権者の要請による取得）

本新株予約権には以下の取得請求権が規定されており、次の要領で、新株予約権者の意思決定により残存する本新株予約権の全部又は一部の取得請求が可能です（本新株予約権者の要請による取得）。

(1)本新株予約権者は、本新株予約権の割当日以降、いずれかの取引日において、取引所における発行者の普通株式の普通取引の終値が60取引日連続して行使価額の67円を下回った場合には、本新株予約権者は、その選択により、発行者に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができます。発行者は、当該取得請求にかかる書面が到達した日の翌取引日から起算して2週間後に、本新株予約権1個当たり67円の価額で、当該取得請求にかかる本新株予約権の全部を取得することができます。

(2)ただし本新株予約権者からは、会社の危機的状況等不測の事態が生じない限り、残存する本新株予約権の全部又は一部の取得請求を行わない旨の表明を受けております。

(iv)譲渡制限条項

本新株予約権には以下の譲渡制限条項が規定されており、次の要領となっております。

(1)本新株予約権の譲渡については、発行者の取締役会の承認を要するものとしております。

(2)本新株予約権の買受契約により、割当予定先は本新株予約権を他の者に譲渡する場合には、割当予定先の本契約上の地位及びこれに基づく権利義務も共に当該譲受人に承継されるものとしております。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	16,200
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	

取得資金合計(千円)(W+X+Y)	16,200
-------------------	--------

【借入金の内訳】

名称 (支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 (千円)
	個人	チェン シー ユエン (CHENG CHI YEUNG)	ユニット1602 16階 マレーシア ビルディング 50 グローサー ロード ワンチャイ ホンコン (Unit 1602,16/F., Malaysia Building, 50 Gloucester Road, Wanchai, Hong Kong)	2	16,200

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地